

# 大和税務署からのお知らせ

## ■所得税および復興特別所得税の確定申告の受け付け

確定申告書の作成会場を次のとおり開設します。確定申告により令和5年下、所得税および復興特別所得税(以下、所得税等)を納める必要がある人の申告および納付の期限は、3月15日(金)です。お早めの準備をお願いします。

**受付日時**▼2月16日(金)～3月15日(金)午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで、相談は午前9時から。土・日曜日、祝日を除く)(2月25日は開場)

**ところ▼大和税務署(中央5-14-22)。**  
※令和5年分の所得税等の還付を受けたことができる人の確定申告書はすでに受け付けています。還付申告は、その年の翌年1月1日から5年間提出することができます(年末調整済みの給与所得のみの人で、医療費控除や寄附金控除で還付を受ける人などが該当)。

## 【入場整理券が必要です】

入場整理券は、当日会場で配付するほか、LINEで事前に入手できます(国税庁公式LINEアカウントを「友だち追加」する手続きが必要です)。なお、配付状況に応じて受け付けを早めに締め切る場合があります。

## 【入場整理券が必要です】

入場整理券は、当日会場で配付するほか、オンラインによる事前申し込み

## ■確定申告は自宅からスマホで申告

マイナンバーカードまたはe-Tax用のID・パスワードを取得している人は、税務署に出向くことなく、スマートフォンで簡単に申告ができます。マイナンバーカードを利用して事前準備をし、マイナポータルと連携することで各種証明書などのデータを一括取得して、確定申告書に自動入力できます。詳しくはe-Taxのホームページをごらんください。

なお、スマホを持つていない人も、

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで、パソコンから入力することでおこなうことは、e-Taxによる提出ができます。



確定申告書等作成コーナー

## ■確定申告の無料申告相談

税理士による無料申告相談を次のとおり開催します。

**受付日時**▼2月9日(金)・13日(火)・14日(水)いずれも午前8時30分～正午、午後1時～3時30分

**ところ▼市役所会議室棟**  
対象▼年金受給者、給与所得者、小規模納税者の所得税等・個人消費税。

## 【入場整理券が必要です】

入場整理券は、当日会場で配付するほか、オンラインによる事前申し込み

でも入手できます。なお、配付状況に応じて受け付けを早めに締め切る場合があります。

## ■医療費控除の明細書について

医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に必ず添付してください(領収書の添付は不要です)。同明細書は国税庁ホームページに掲載されている様式などをご利用ください。



事前申し込み

## ■公的年金受給者の申告

公的年金等(外国年金などは別)の収

入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税等の確定申告をする必要はありません。ただし、この場合でも、年金收入から所得税が差し引かれている人などが所得税等の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

## ■ふるさと納税ワンストップ特例申請の注意点

ふるさと納税をしてワンストップ特例を申請した人も、医療費控除などのために確定申告をする場合は、すべてのふるさと納税の内容の記載が必要です。ご注意ください。

なる場合があります。市・県民税の申告については、市役所市民税課(260)5232へご相談ください。